様式第１３号（第１０条関係）

高額障害児給付費支給（不支給）決定通知書

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　申請者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八　頭　町　長　　　　　　　　印

　　年　　月　　日に申請のありました高額障害児給付費の支給について児童福祉法第２４条の６に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 給付決定保護者氏名 |  | 受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 支給決定に係る児童氏名 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付年月日 | 年　　月　　日 | 決定年月日 | 年　　月　　日 |
| 本人支払額 | 円 | 申請に係るサービス利用月 | 　　　　　年　　　月分 |
| 支給 | □する　　　□しない | 支給金額 | 円 |
| 不支給の理由 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関 |  |
| 口座種目 |  |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 |  |

不服申立て及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３カ月以内に鳥取県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、鳥取県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に八頭町を被告として（訴訟において八頭町を代表する者は八頭町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　 　　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先

　　　　　　　（担当部署の連絡先を記入）